

いなべ市行政改革推進委員会 会議録

会議名	第6回いなべ市行政改革推進委員会
開催日時	平成26年5月30日(金) 13:00~15:00
開催場所	いなべ市役所員弁庁舎東館第7会議室
出席者	<p>【委員】5名(欠席:松井真理子、堀 誠) 丸山康人、片山純裕、松葉まち子、小林久里子、八田栄子</p> <p>【説明者等】14名 (副市長、企画部長、総務部長、市民部次長、都市整備部長、健康こども部長、建設部長、農林商工部長、水道部長、総合窓口部長、教育部長、職員課長、職員課課長補佐2名)</p> <p>【事務局】4名 (政策課)</p>
会議次第	<p>1. 会長あいさつ</p> <p>2. 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティFMについて ・第2次行政改革大綱素案について
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回行政改革推進委員会会議録 ・FMいなべ開局案内チラシ ・FMいなべステッカー(2種類) <p>別冊 いなべ市行政改革大綱素案(前回配付資料)</p>
公開、非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	4人

議 事 概 要

※新委員紹介

※会長あいさつ

【会長】

はじめに、コミュニティFMについて説明を求める。

【説明者】

FMいなべ開局案内チラシに基づいて説明。

【会長】

続いて、審議事項に入る。第2次行政改革大綱について、取り組んでいく項目ごとに各部長から説明を求める。

【事務局】

前回の委員会では、行政改革大綱のP1.2について審議いただきましたので、今回はP3からP7の審議をお願いする旨を説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により 2. 簡素で創立的な行政システムの構築、(1) 総合的・計画的な行政の推進、(ア) 総合計画に基づいた計画的な行政運営の推進 (P3) について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により 2. 簡素で創立的な行政システムの構築、(1) 総合的・計画的な行政の推進、(イ) 行政評価を通じた対話の促進と活発な事務改善の推進 (P3) について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により 2. 簡素で創立的な行政システムの構築、(1) 総合的・計画的な行政の推進、(ウ) 目標管理による計画的・効率的な業務の推進 (P3) について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により 2. 簡素で創立的な行政システムの構築、(2) 組織体制の充実、(ア) 法令遵守による行政執行の徹底 (P3) について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により 2. 簡素で創立的な行政システムの構築、(2) 組織体制の充実、(イ) 非常勤職員を含めた定員管理の適正化 (P3) について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により 2. 簡素で創立的な行政システムの構築、(2) 組織体制の充実、(ウ) 職員力・組織力の向上 (P4) について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により 2. 簡素で創立的な行政システムの構築、(2) 組織体制の充実、(エ) 新庁舎建設による窓口サービスの充実 (P4) について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により 2. 簡素で創立的な行政システムの構築、(2) 組織体制の充実、(オ) 危機管理体制の充実 (P4) について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により 2. 簡素で創立的な行政システムの構築、(3) 電子市役所の推進、(ア) マイナンバー制度を活用した利便性の向上と経費の削減 (P4) について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により 2. 簡素で創立的な行政システムの構築、(3) 電子市役所の推進、(イ) 情報システムの再構築による事務の効率化と経費の削減 (P4) について説明。

【会長】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」 1. 簡素で効率的な行政システムの構築の説明に対して委員に意見を求める。

【委員】

P3 の「(イ) 非常勤職員を含めた定員管理の適正化」であるが、適正化とは何か。藤原町の文化センターでは月曜日が休館日だが、職員は 3 人全員いる。一方、土曜日は開館日であるので市民の出入りは多いが、文化センターを管理している正職員は勤務していない。代わりに毎週 1 人の非常勤職員が勤務しているが、休館日に 3 人出勤するのであれば週末の勤務を非常勤だけでな

く正職員も交代で行えばよいのではないか。市民からすると、現状では採用ルールや適正な配置というものが不透明で分かりづらい。今回大綱を見直すにあたっては、もう少し具体的に市民に分かる形であらわして欲しいと思う。

【会長】

他自治体でも、正規職員が奥に座っていて、受付等で働かされているのは非常勤職員で、あたかも正規職員が楽をするために非常勤職員を置いたのではないかという批判が出てきている。そういった指摘を受けないようにするのも大切なことだと考える。また、組織体制の充実という章目の中で、2番目の大きなテーマとして非常勤職員の適正配置を謳うというのはいかがなものかと思う。まず正規職員の問題が第一にあってしかるべきではないか。そのあたりの位置づけについては配慮していただかないといけない。

【説明者】

職員の定員管理という大きな枠組みの中で、現在退職者が増えてきている中で、採用もそれに見合った採用を行っている。定年者再雇用制度の活用や、実際に持ち場のセクションによって非常勤職員をフルに活用している職域もあり、非常勤職員の人数自体は非常に増えてきているのが現状である旨を説明。

【会長】

定員管理の適正化とタイトルをしておいて、非常勤のことは括弧書きで記述してはどうか。

【委員】

このように改善指針というものが出てきているが、これを役所内部で共有するための数値目標とかもっと定量的なものを出さなくて、行政改革が推進できるのか。このように抽象的な内容では皆が一つになって目標を決めてやっていけるのか。これがどう噛み砕かれて組織として運営していくのか。

【会長】

素案の後で、どう具体的な数値目標を設定して、職員の間でどうやった形で合意形成をしていくのかという点での質問だったかと思う。

【説明者】

各事務事業の評価をしていかなければならない中で、事務事業に対して、有効性・効率性の観点から数値を置いて、それに向けてそれぞれが取り組んでいく。評価が出たときに評価達成基準に満たない場合はそれをどうしていけばいいかという改善策を検討していくということである。事務事業としてはかなりの数の事務事業になるが、評価をする中でひとつのくりとして施策評価をつくって基本的な方向性を職員皆で組織的に確認しながら進めていくということである。ここでは示していないが、以前の委員会の場においても数値の設定がまだ甘いのではないかと、もっと先進的な市が設定している数値をベンチマークとして設定して進めていくべきではないかという御意見をいただいている。その点に関しても今後もっと充実して進めていきたい旨を説明。

【会長】

大綱の後にブレイクダウンした形で実施計画があり、そのなかでは数値目標が設定されているということである。

【委員】

数値目標に関連して、係としての目標があっても実際に業務を行うのは個人個人の職員である。職員一人ひとりのやるべきことを目標設定するという概念はあるのか。

【説明者】

人事評価制度が設けられていて、そのなかで各職員が年度の初めに目標を定め、それを所管する課長が管理している。そして達成度を年度末に確認して、翌年度の改善に繋げるという旨を説明。

【委員】

以前は、業績評価はある程度までしか能力評価に反映していないということだったが、現在はどうか。

【説明者】

少し評価方法や配点を変えたりしているが、基本的にはそういった形、そういった考え方で進めている旨を説明。

【委員】

P3（ウ）目標管理による計画的・効率的な業務の推進に「さらなる目標の達成に向けたPDCAサイクルを展開します」とあるが、PDCAサイクルとは何か。

【説明者】

「PDCAサイクル」とは、P（=PLAN）D（=DO）C（=CHECK）A（=ACTION）の頭文字をとった物で、継続的な業務改善の考え方である旨を説明。

【委員】

コンプライアンス（=法令遵守）についてであるが、今はどの事業者も意識していると思う。企画部の中にコンプライアンスの専門部署があるのか。

【説明者】

企画部の中に法務情報課という部署があり、その中で法務関係の情報公開請求等事務を行っている旨を説明。

【委員】

職員に対する法務研修などはあるのか。

【説明者】

職員課と連携して行っている旨を説明。

【委員】

福祉・教育等さまざまな分野で非常勤職員が採用されていると思うが、現場重視で採用の基準が見えにくい。各分野のトップが集まって採用方法をどうしていこうかと話し合う場はあるのか。また、これ以降採用方法を部門別にもっと細かく掲げていこうという方針はあるのか。

【会長】

現状における非常勤職員の採用の方法について説明を求める。

【説明者】

基本的には部単位で採用を行っている。部単位で行わないと、仕事の中身や形態が違うので、各部署ごとに採用・管理・運営を行っている旨を説明。

【会長】

非常勤職員は物件費として扱われ、また事業ごとに採用される。つまりひとつの事業に対してどれだけ人が必要かということである。現在は部単位で採用して、足りなくなったら補充し、人員が余剰になればやめてもらうというのが基本的な考え方であろうと思う。

【委員】

非常勤の話であるが、いわゆる「派遣」を雇っているということは基本的にないのか。

【説明者】

採用が短期的なものであることや、シルバー人材センターの活用といったこともあるため、基本的には派遣会社の利用は行っていない。福祉や健康推進の分野においては派遣会社を利用しているところもある。

【委員】

派遣会社を通じて非常勤職員を雇用した方が、適材適所という観点からもよいのではないか。先日社会福祉協議会を訪れた際に、保育園の保育士が足りなくなったらすぐ派遣会社を通じて補充するという話を聞いた。

【説明者】

保育のニーズが増えている現状において、4月1日現在では児童数にあわせた適正な保育士の配置を行っている。しかし、年度中に入園する児童や、障害があって補助員が必要なケースなどがあり、このような場合に非常勤職員として保育士を雇用している。しかし保育士の非常勤職員を募集しても応募がないケースもあり、かつ保育士不足による受け入れ拒否を行うと保護者は仕事を退職しなければならなくなるため、ほぼ定例的に派遣会社を通じて保育士の非常勤職員の雇用を図っている旨を説明。

【会長】

派遣会社を利用する方が当然コストはかかるため、一般の事務業務は部署ごとに独自に募集を行い、保育等の専門的な業務は派遣会社を利用するということである。

【説明者】

会長のいわれるとおり、派遣会社を利用する方がコストは大きくなる。

【会長】

今回初めて来ていただいた委員もいるので、この大綱素案が今後どうなっていくのかという点と、行政改革委員会の今後の流れについて改めて説明を求める。

【説明者】

大綱というのは行革の基本方針であるので、これをこの委員会の場で決めていただいて答申をいただく。答申を受けて行政改革の実施計画、「集中改革プラン」というものを策定します。これに基づいて翌年度の計画を進めていきます。年次ごとに進捗管理を行い、達成したかどうか・事業が進められたかどうかで判断していただく形になる旨を説明。

【会長】

平成28年度からマイナンバー制度が開始され、社会保障や税の整理など行政側にはメリットが多いが、この制度による住民側のメリットは何があるのか検討する場を設けなければいけないと思う。数年前に住基カードがあったが、これは住民にとってのメリットが少なかったため普及しなかったのだと思う。マイナンバーを持つことで何らかの制度とリンクさせたり、いなべ独自の工夫が必要なのではないかと思う。

【説明者】

マイナンバー制度導入に先駆けて、この4月より住基カードによる住民票等証明書のコンビニでの交付が始まりました。マイナンバー制度開始後もマイナンバーカードでのコンビニ交付もできるように取り組んでいかなければならない。マイナンバーカードも利用の仕方によっては広がっていくのかなと思う。市民の利便性に繋がっていくように先進的な事例も勉強しながら検討していきたいと思う旨を説明。

【委員】

P4(エ)新庁舎建設による窓口サービスの充実に「新庁舎が設置される地区以外に住民相談窓口として支所を設けます」とあるが、相談だけで証明書等の交付は行わないのか。もう少し支所で何が出来るのかを書いてもらった方がわかりやすくいいと思う。

【説明者】

新庁舎を北勢町に建設し、それ以外の3町に1箇所ずつ支所を設けるつもりである。原則的には本庁舎で全ての手続を行っていただきたいが、交通弱者にも配慮して各町の支所に相談窓口を設け、そこでは今現在総合窓口課でやっているよりは軽易な、各種証明書の発行、出納事務、申請書の受理等を行うつもりである。また、マイナンバー制度・住基カードによる証明書コンビニ交付によってこれまでよりも市民に市役所・支所に来庁していただく機会は減るのではないかと考えている旨を説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により3.効果で効率的な財政運営の実現、(1)財源の確保(ア)受益者負担の適正化(P5)について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により3.効果で効率的な財政運営の実現、(1)財源の確保(イ)公有財産の売却等の推進(P5)について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により3.効果で効率的な財政運営の実現、(1)財源の確保(ウ)企業誘致の推進(P5)について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により3.効果で効率的な財政運営の実現、(2)財源の効率的な活用(ア)補助金等の見直し(P6)について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により3.効果で効率的な財政運営の実現、(2)財源の効率的な活用(イ)新庁舎建設に伴う公共施設の適正配置の推進(P6)について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により3.効果で効率的な財政運営の実現、(3)財政運営の適正化(ア)決算分析と他市町比較による無駄の排除(P7)について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により3.効果で効率的な財政運営の実現、(3)財政運営の適正化(イ)資産台帳の整備(P7)について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により3.効果で効率的な財政運営の実現、(3)財政運営の適正化(ウ)行政コストの把握と公表(P7)について説明。

【説明者】

別冊「いなべ市行政改革大綱素案」により3.効果で効率的な財政運営の実現、(3)財政運営の適正化(エ)下水道事業特別会計の公営企業会計化(P7)について説明。

【会長】

ここまでの説明に対して委員に意見を求める。

【委員】

P5(ア)受益者負担の適正化とあるが、①～④それぞれの具体例を教えて欲しい。また、「不特定多数」とあるが、人数だけで見ると少子高齢化の影響で、子どもよりも高齢者の人口の方が多い。単純に必要な経費を使用者数で按分すると、子どもが使う施設は高齢者が使う施設より受益者負担の割合が高くなってしまおうという問題がある。この点については配慮があると思うが、説明を求める。

【説明者】

①にはインフラ整備・教育・消防などが該当し、②には福祉・水道・ごみ処理などが該当し、③には保育園・公営住宅などが該当し、④にはスポーツ・文化・趣味の利用料などが該当する旨を説明。

【会長】

P6(イ)新庁舎建設に伴う公共施設の適正配置の推進についてであるが、いなべ市には公共施設が他市町に比べて多く、かつ施設の統廃合が進んでいないため、そのあたりの認識をしっかりと大綱に明記していただきたい。それから、配置をする際も統廃合を含めた上での適正配置という視点も大綱に書いておいて欲しいと思う。大綱といえども現状認識と統廃合については具体的に記していかないと行革にはならないと思う。書き方のトーンを検討してもらいたい。

【説明者】

統廃合に伴う施設の廃止が与える市民への影響も考慮し、大綱では抽象的な表現にはとどめている。さきほどご指摘を受けた点については検討させていただく。総合計画においては10年以上の長いスパンで計画を立てていく中で、耐震化・大規模補修・統廃合・長寿命化といったことが焦点になってくると思いますので、そのあたりを前面に出していければいいと考えている旨を説明。

【会長】

総務省より作成要請のあった、公共施設の管理計画についてであるが、これに来年から取り組んで行かなければならない中で、場合によっては大綱の中で分かるような書き方をしてもいいのではないかと思う。

【説明者】

公共施設の管理計画については、導入目安が3ヶ年とされている中で、いなべ市では今年度を準備に当て、来年度以降から本格的に取り組んでいこうと考えている。

【会長】

国からの目安に合わせてやっていくのではなく、目安に先行してやっていくことが大切なのではないか。

【委員】

P7（イ）資産台帳の整備とあるが、固定資産の所有者を官民で峻別することで税収を高めようとする意図なのか、土地の把握を行うことで将来的に公共施設の維持管理に供する意図なのか、説明を求める。

【説明者】

この資産台帳は市の保有する固定資産（土地・建物等）に関する減価償却費や修繕費等の維持管理コスト等をデータ化したもので、公共施設の維持管理に役立てていければと考えている旨を説明。

【会長】

昭和40年～50年代あたりにかけて、全国的に公共施設がつくられたが、これらの施設の補修・修繕・更新等の維持管理費が、今後集中して発生することが予想されている。この課題に対し、施設の廃止・統合等も視野に入れて長期的な視点で考えていかなければならない。

【委員】

P7（エ）下水道事業特別会計の公営企業会計化について、5月から水道料金が上がったが、今回の料金体系の改定を経てまだ水道会計は赤字状態なのか。

【説明者】

今回の5月の水道料金体系の改定においては7%ほどの値上げを市民の皆様をお願いしているわけであるが、これは下水道会計の収支のバランスがあまりにも悪いため、今回の値上げに踏み切ったという経緯がある。この改定により収支が全て改善されたかということ、まだまだ改善されていないというのが現状である。ひとつの指標の目安として、汚水処理原価と利用料単価というものがある。現在かかっている汚水処理原価が1立方メートルあたり170円あまりとなっているが、下水道使用料としていただいている利用料は1立方メートルあたり約110円、今回の改定により約118円であり未だその差は大きく開いている。この差を今後改善していきたいと考えている旨を説明。

【委員】

上水道と下水道は別会計なのか。

【説明者】

上水道と下水道は別会計となっている旨を説明。

【委員】

上水道も赤字なのか。

【説明者】

上水道は一般会計からの繰入を受けて、収支上は黒字である。またこの繰入については、人口規模の小さい地域に整備されている簡易水道は採算的にも非効率であるが、この簡易水道等に関わる建設事業の起債等はその一部を一般会計で負担をするということである。また、額も国が示している繰入基準を満たしており、適正な繰入である旨を説明。

【会長】

「1. パートナーシップのまちづくり」については、ブランドやコミュニティFM等いなべ市の具体的な課題をテーマにしておりよいと思うが、「2. 簡素で効率的な行政システムの構築」「3. 効果で効率的な財政運営の実現」については、わかるところはわかるが内容の抽象度が高く、いなべらしさをあまり感じられないことから、現状認識や課題の意識が欠けているのかなと感じた。具体性を失うと、教科書レベルで書かれている行革のテーマということになってしまうので、そ

のあたりを意識して書かれるとよい。

財政についても説明をいただいたが、決して手放しで喜ばしい状況ではなく課題もあるわけであるからそういったことも織り込んでいけばいいと思う。

【会長】

では、事務局に次回の日程と内容の説明を求める。

【事務局】

今回は7月ごろに大綱そのものの素案を示させていただく旨を説明。

※閉会

そ の 他 事 項